

議案第 13号

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3年 3月 11日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

熊本県が御船町に建設した木造応急仮設住宅を山都町城平（大川町団地）及び南田団地へ移築することに伴い、町営の復興一般住宅として管理するために山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

復興一般住宅の名称	所在地
原団地	山都町原313番1
小原団地	山都町長原179番1
南田団地	山都町南田156番1
大川町団地	山都町城平876番1

第8条を第9条とし、第6条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（入居者の選考）

第6条 町長は、入居の申込みをした者の数が募集する一般住宅及び復興一般住宅の戸数を超える場合においては、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者を優先しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

復興一般住宅の名称	所在地
原団地	山都町原313番1
小原団地	山都町長原179番1
南田団地	山都町南田156番1
大川町団地	山都町城平876番1

第8条を第9条とし、第6条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（入居者の選考）

第6条 町長は、入居の申込みをした者の数が募集する一般住宅及び復興一般住宅の戸数を超える場合においては、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者を優先しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。